

クレジットカード払のしおり

このしおりにはクレジットカード払に関する大切なことがらを記載しておりますので、必ずご一読いただき大切に保管してください。

クレジットカード払でご注意いただきたいこと

- クレジットカードの名義人は保険契約者本人に限ります。
- 以下に表示されているブランドマークのあるクレジットカードをご指定いただけます。
- ご指定のクレジットカードによってはお取扱いできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ブランドデビットカードやブランドプリペイドカードは、カード会社によって継続的なお支払に利用できないことがありますので、ご注意ください。



第1回保険料充当金（以下、保険料充当金）をクレジットカード払とされる場合

- 保険契約が成立する前に、以下①②に該当した場合は、改めてクレジットカードの有効性を確認します。
 - ① お申込み内容を変更したことなどにともない、保険料が変更となった場合
 - ② 有効性を確認した日から1か月経過しても、保険契約が成立していない場合※ クレジットカードの有効性が確認できなかった場合は、改めて保険料充当金のお支払い手続きが必要となります。
- お申込みいただいた保険契約が成立した時に当社からクレジットカード会社へ引落しの依頼をいたします。2回以降保険料もクレジットカード払を選択されている場合は、クレジットカード会社のスケジュールによっては保険料充当金の引落しが翌月にずれ込み、2回以降保険料と同時に引落しとなる場合があります。

2回以降保険料（以下、保険料）をクレジットカード払とされる場合

- クレジットカード会社のスケジュールによっては、保険料の引落しが翌月以降の保険料と同時に引落しとなる場合があります。
- 保険料の引落しができなかった場合は、ご指定されたクレジットカードでのお取扱いができなくなりますので、保険料支払方法のご変更手続きが必要となります。その場合は、当社からご連絡させていただきます。

保険料クレジットカード払規約

1. 私が貴社と締結した生命保険契約の保険料を、私が指定するクレジットカード（以下「指定カード」という）で、指定カード発行会社の会員規約に基づき払い込みます。
2. 私からの特別の申し出をしない限り、保険料を指定カードで前項と同様に会員規約に基づいて継続して払い込みます。
3. 指定カードの会員番号・有効期限に変更があった場合には、遅延なく貴社に通知します。また、指定カード発行会社により、私が貴社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく払い込みます。
4. 会員資格喪失により、指定カード発行会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
5. 貴社が私に対して有する請求債権について第一生命カードサービス株式会社を通じてクレジットカード会社に対して譲渡することについて異議なく承諾します。
6. クレジットカード払において必要となる個人情報を貴社から第一生命カードサービス株式会社及びクレジットカード会社に提供することを承諾します。